

<p>件 名</p>	<p>ひきこもり地域支援センター（成人期）の開設について</p>
<p>経 過 ・ 現 状 政 策 課 題</p>	<p><b>【経過】</b> 平成 21 年度より厚生労働省ひきこもり対策推進事業の開始：ひきこもりに特化した第 1 次相談窓口としての機能を有する「ひきこもり地域支援センター」を整備する。都道府県・政令市に原則各 2 か所設置し、児童期（18 歳未満）・成人期（18 歳以上）の相談に対応する。 ※ひきこもり対策推進事業実施要領</p> <p><b>【背景・課題】</b> ■堺市における「ひきこもり」の潜在者： 4,685 人（推定） ※若者の意識に関する調査結果（内閣府, 2010）より堺市の人口（H22 年 7 月末現在）15 歳以上 39 歳以下 26 万 1710 人から推定 ■相談機関の現状 雇用、保健医療、教育、福祉などそれぞれの専門分野に関する相談窓口はあるが、「ひきこもり」と名のついた 1 次相談窓口がない。 ※既存の相談機関（例）：ハローワーク、さかい JOB ステーション、各区保健センター・地域福祉課、教育センター、子ども相談所など ■課題 ○近年、ひきこもりは増加し、雇用、保健医療、教育、福祉などさまざまな分野で問題となっている。ひきこもりは対応が遅れると長期化・重症化するため、本人・家族のみならず社会問題となっているため、喫緊の対応が必要である。 ○ひきこもりの問題にはさまざまな要因が絡んでいるため、各専門機関だけの対応では、解決が困難である。</p>
<p>対 応 方 針 今 後 の 取 組 （ 案 ）</p>	<p><b>【対応方針】</b> ひきこもりで悩む本人またはその家族が孤立し、問題が長期化・重症化しないようひきこもり専用相談窓口の設置をするとともに、各関係機関のネットワークを構築し、支援体制の整備を行う。</p> <p><b>【ひきこもり地域支援センター（成人期）の概要】</b> ■対象 堺市在住の 18 歳以上のひきこもりで悩む本人および家族 ■運営主体 健康福祉局健康部こころの健康センター ■場所 堺市北区新金岡町 5-1-4 北区役所 5 階こころの健康センター内 ■事業内容 1 ひきこもり問題について相談内容に応じた適切な助言、支援を行う 2 ひきこもり問題の背景に応じた適切な支援が受けられるよう、関係機関との連絡調整を行う 3 ひきこもりの支援に関する情報提供および市民や関係機関への啓発・研修を行う 4 雇用、保健医療、教育、福祉等関係機関より構成されるひきこもり支援連絡協議会を設置し、総合的な支援体制の整備を行う ■「ひきこもり相談電話」の設置</p>

	<p>ひきこもりに特化した相談電話を設置。広く市民に周知し1次相談に応じる。</p> <p>ひきこもり相談電話（専用回線） 072-258-2002</p> <p>開設時間 月曜日～金曜日（ただし祝日、年末年始は除く）午前10時～正午</p> <p>相談対応者 精神保健福祉士、心理士等専門職</p> <p>開設日 平成23年5月2日</p> <p>■関係機関との連携</p> <p>平成23年1月4日に開設された「堺市ユースサポートセンター」（ひきこもり地域支援センター児童期（18歳未満）の機能を含む）との連携を強化し、共同して上記連絡協議会の設置を行う。</p>
<p>効果の想定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専用窓口の設置による問題の早期発見</li> <li>平成23年度相談実数(想定):232人(ひきこもり専門相談平成22年度より71%増)</li> <li>・支援ネットワークの構築により最適な支援を提供</li> <li>・就学・就労等自立に向けた動き出しおよび生活の安定</li> <li>（例）保健センター等との連携を行い、メンタルヘルス問題への早期対応により入院医療費の削減。生活援護課と連携を行い、生活保護受給者の就労支援により生活保護費の削減</li> </ul>
<p>関係局との政策連携</p>	<p>子ども青少年局、教育委員会事務局、産業振興局、各区役所</p>

# ひきこもり地域支援センター事業 概要

## 【社会的背景】

- 近年、ひきこもりが増加し、雇用、保健医療、教育、福祉などさまざまな分野で問題となっている
- ひきこもりは対応が遅れると長期化・重症化するため、本人・家族のみならず社会問題となっているので、喫緊の対応が必要
- ひきこもりの問題にはさまざまな要因が絡んでいるため、各専門機関だけの対応では解決が困難

## 【経過】

- 厚生労働省ひきこもり対策推進事業(平成21年度～)
  - ・ひきこもりに特化した一次相談窓口「ひきこもり地域支援センター」の整備
  - ・都道府県・政令市に原則各2か所(児童期:18歳未満、成人期:18歳以上)
- ※ひきこもり対策推進事業実施要領

## 【堺市の課題】

- 堺市における「ひきこもり」の潜在者: 4,685人(推定)
  - ※若者の意識に関する調査結果(内閣府, 2010)より堺市の人口(H22年7月末現在)15歳以上39歳以下26万1710人から推定
- 相談機関の現状  
雇用、保健医療、教育、福祉などそれぞれの専門分野に関する相談窓口はあるが、「ひきこもり」と名のついた一次相談窓口がない。  
※既存の相談機関(例): ハローワーク、さかいJOBステーション、各区保健センター・地域福祉課、教育センター、子ども相談所など
- こころの健康センターひきこもり専門相談(H18年4月～): 相談実績(実数) 平成21年度143人、平成22年度136人

## ひきこもり地域支援センター事業

### 【目的】

ひきこもり地域支援センター(成人期)を設置し、ひきこもり対策に取り組む。ひきこもりで悩む本人またはその家族が孤立し、問題が長期化・重症化しないようひきこもり専用相談窓口を設置するとともに、各関係機関のネットワークを構築し、支援体制の整備を行う。

### ■事業内容

- 1 ひきこもり問題について相談内容に応じた適切な助言、支援を行う
- 2 ひきこもり問題の背景に応じた適切な支援が受けられるよう、関係機関との連絡調整を行う
- 3 ひきこもりの支援に関する情報提供および市民や関係機関への啓発・研修を行う
- 4 雇用、保健医療、教育、福祉等関係機関より構成されるひきこもり支援連絡協議会を設置し、総合的な支援体制の整備を行う

■運営主体 健康部こころの健康センター

■場所 堺市北区新金岡町5-1-4

北区役所5階こころの健康センター内

### 【「ひきこもり相談電話」の設置】

ひきこもりに特化した相談電話を設置。広く市民に周知し一次相談に応じる。

■対象 堺市在住の18歳以上のひきこもりで悩む本人および家族

■ひきこもり相談電話(専用回線)  
072-258-2002

■開設時間 月曜日～金曜日(ただし祝日、年末年始は除く)  
午前10時～正午

■相談対応者  
精神保健福祉士、心理士等専門職

■開設日 平成23年5月2日

※平成23年1月4日に開設された「堺市ユースサポートセンター」(ひきこもり地域支援センター児童期(18歳未満)の機能を含む)との連携を強化し、共同して上記連絡協議会の設置を行う

・専用窓口の設置による問題の早期発見 平成23年度相談実数(想定): 232人

・支援ネットワークの構築により最適な支援を提供

・就学・就労等自立に向けた動き出しおよび生活の安定

(例)保健センター等との連携を行い、メンタルヘルス問題への早期対応により入院医療費の削減  
生活保護課と連携を行い、生活保護受給者の就労支援により生活保護費の削減

ひきこもり地域支援センター 概念図

